

所管事務調査

障害児者の支援について

1. 医療的ケア児等への支援

(1) 医療的ケア児について

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

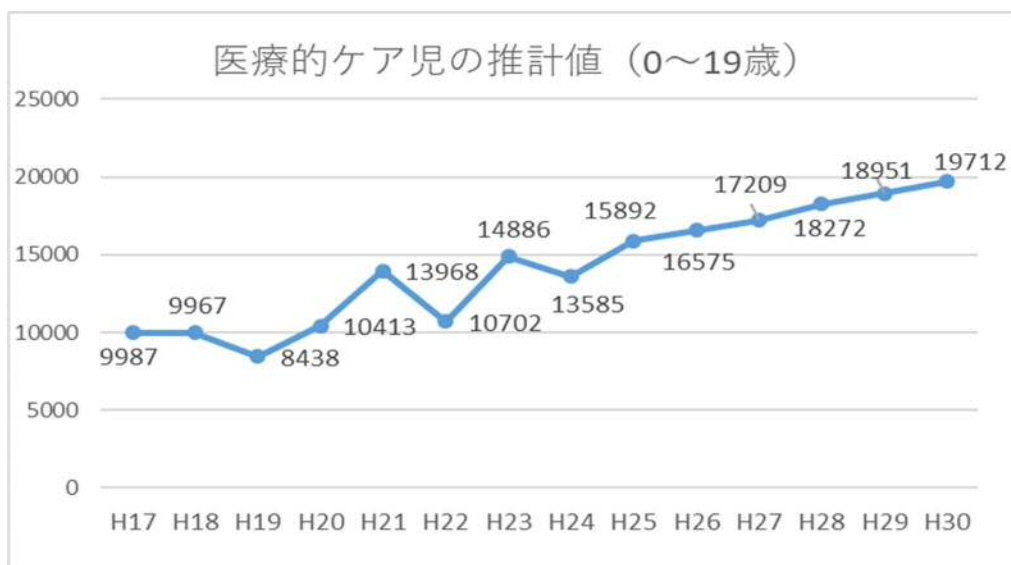
なお、児童福祉法第五十六条の六第二項では、医療的ケア児を「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」としているが、具体的な医療内容等は示されておらず、明確に定義されているわけではない。

児童福祉法（第五十六条の六第二項）
地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講じるように努めなければならない。

(2) 医療的ケアを必要とする児童

①全国の医療的ケア児の推計値

厚生労働省による医療的ケア児の推計値は約2万人で、毎年増加傾向にある。

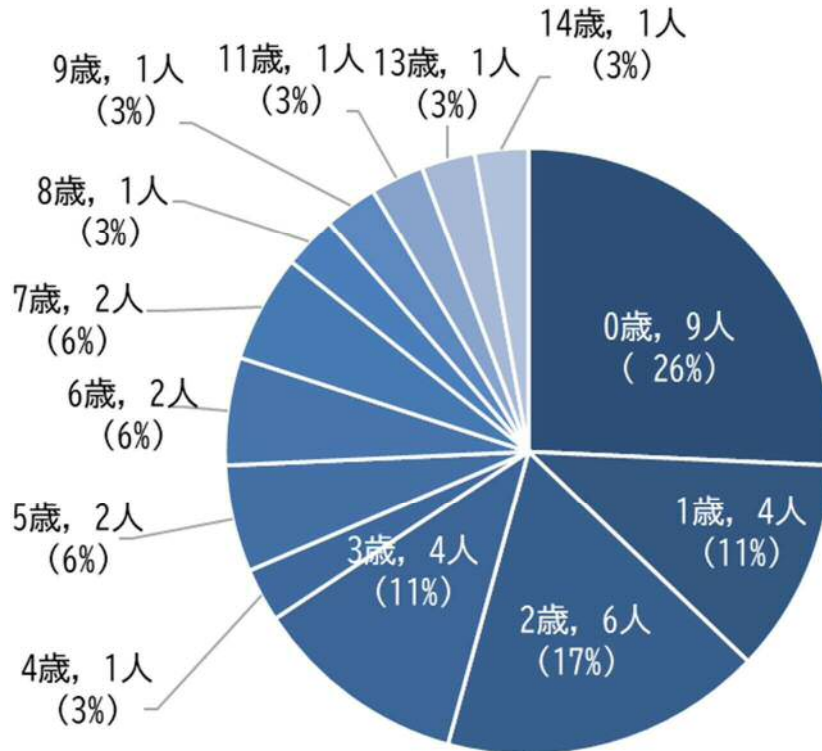


※出典：厚生労働省「第17回医療計画の見直し等に関する検討会（令和2年1月15日開催）」資料

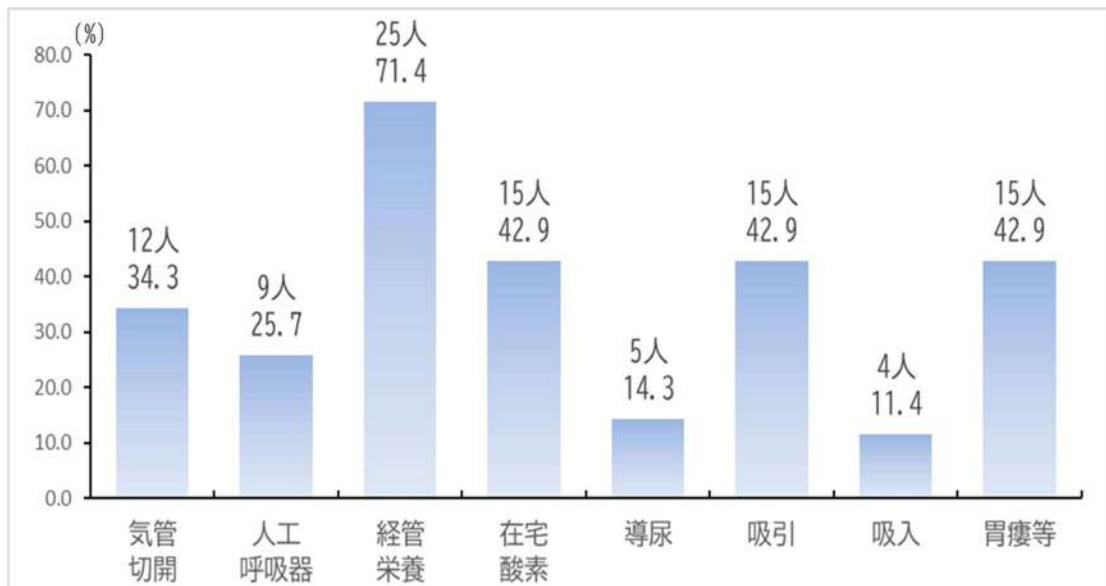
②品川区の医療的ケア児の状況

※重症心身障害児等在宅レスパイト事業及び障害児支援等の利用者のうち、医療的ケアを要する人数（令和2年10月1日現在）

■年齢別集計（計35人、0～14歳）



■ケア別集計（延べ人数100人）※複数回答有



(3) 医療的ケア児への主な支援

① 児童発達支援

- ・内 容 : 未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ集団適応訓練、その他必要な支援を行う。
- ・名 称 : ほわわ品川 (平成 29 年開設)
- ・運営事業者: 社会福祉法人むそう

② 放課後等デイサービス

- ・内 容 : 就学している障害児が、授業の終了後、または学校の休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等、必要な支援を行う。
- ・名 称 : ミント (平成 31 年開設)
- ・運営事業者: 株式会社 Y&N

③ 重症心身障害児等在宅レスパイト事業 (平成 28 年度開始)

- ・内 容 : 対象は、重症心身障害児者等で医療的ケアが必要な方や重度の障害で常時の見守りを必要とする方で、居宅に看護師や介護人を派遣し、介護者である家族等が行っているたん吸引や経管栄養等の医療的ケアと、体位交換、食事介助等の療養上の世話を一定時間代替えする。
- ・運営事業者: 訪問看護ステーション 10 社、居宅介護支援事業所 2 社
(令和元年度)

④ 医療的ケア児地域生活支援促進事業

- ・内 容 : 医療的ケアが必要な障害児と地域の子ども達との遊び場の提供、医療的ケアが必要な障害児親子の交流、つどいの場の提供、医療的ケアに関する相談
- ・名 称 : 未定
- ・運営事業者: 特定非営利活動法人フローレンス

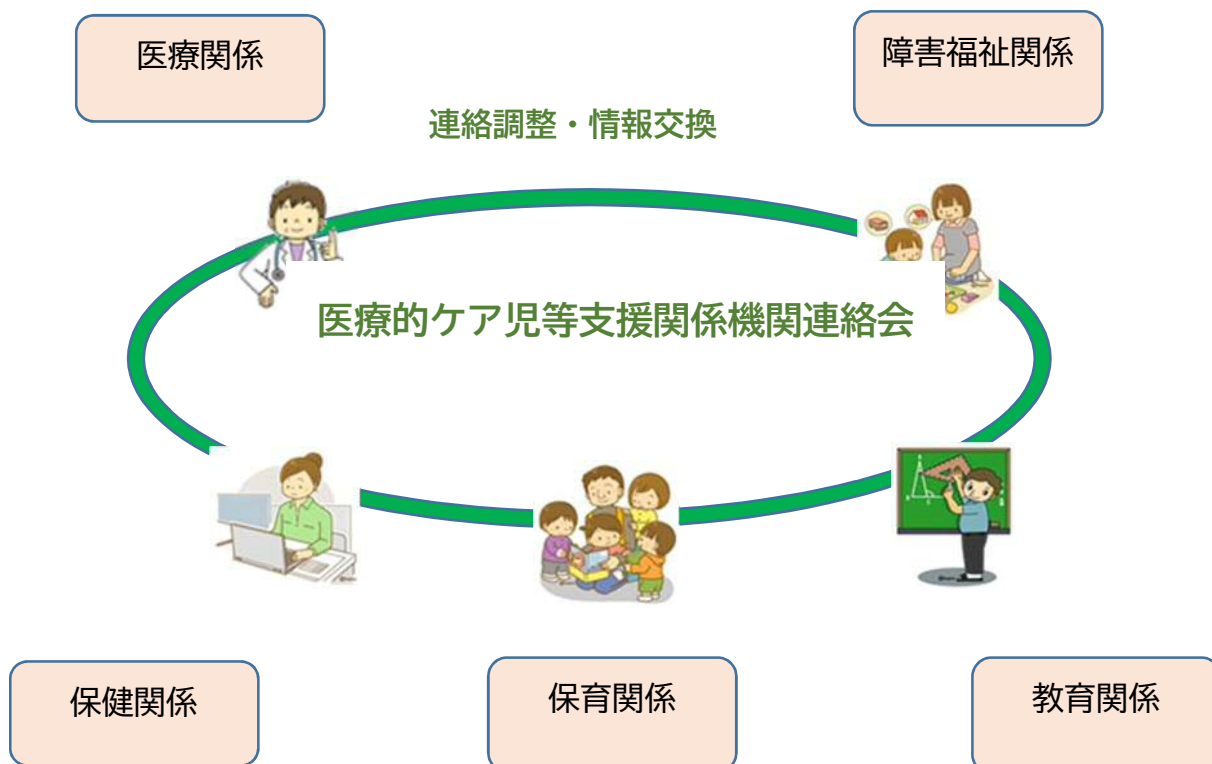
※新型コロナウイルス感染症の影響により工事が遅延したため、開設を令和 3 年 4 月に延期

(4) 今後の取り組み

① 品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会の開催

医療的ケア児等が、心身の状態に応じた適切な支援を受け地域において、安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連絡調整、情報交換を図る。

令和2年2月に同会設置に向けた準備会議を開催した。今後、同会を開催し情報交換を図り関係機関の連携を強化していく。



② 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等コーディネーターとは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対してサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う。

令和2年11月に医療的ケア児等に関わる人材を東京都都医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者として推薦した。今後も人材育成に努めていく。

③ 支援事業所の増設

医療的ケアが必要な障害児等が地域で適切な支援を受けられるよう、支援事業所の増設に努めていく。

2. 障害者就労への支援

(1) 現状

障害者の就職率を2019年の35.8%から2029年までに55%以上とする目標を長期基本計画に掲げ、その実現を図るために今後各施策の実施していく。

【令和元年度基礎調査】就職状況

調査対象2,231人中799人 (35.8%)

(2) 障害者の就労支援

① 障害者就労支援センター《1ヶ所》：区委託事業

対象：障害のある方およびその家族、障害のある方を雇用している事業主

内容：【就労面の支援】職業相談、就労準備支援、職場実習支援など

【生活面の支援】日常生活の支援、不安や悩みごとの相談支援など

② 障害者総合支援法による障害サービス：障害サービス利用の受給者証が必要

a 就労移行支援《8ヶ所》

対象：障害サービス利用開始時に主に65歳未満の方

内容：就労に必要な知識及び能力向上のための訓練、求職活動に関する支援
個々の利用者に応じた職場との連携、利用者の職場定着支援

b 就労継続支援A型《2ヶ所》

対象：雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる主に65歳未満の方

就労移行支援を利用したが企業等の雇用に繋がらなかった方など

内容：雇用契約締結などにより就労の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練などの支援を行う。

c 就労継続支援B型《12ヶ所》

対象：雇用契約に基づく就労が困難と見込まれる方

内容：雇用契約を締結せずに就労の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練などの支援を行う。

(3) 現在の取組状況

① 広報番組の作成により、就労のプロセスを知ることによって相談に繋がっていく。

② プロボノを実施し様々なスキルのあるボランティアを活用することで、就労関係機関の課題を解決していく。

③ 就労移行支援事業所による在宅訓練により、多様な働き方に対応していく。